

商品概要説明書

新 J A 年金シルバー定期貯金

(2026 年 4 月 1 日現在)

1. 商 品 名	・新 J A 年金シルバー定期貯金
2. ご利用いただける方	・当組合で公的年金の受取を既に開始されている組合員世帯の顧客 ・当組合で新たに公的年金の受取を開始される組合員世帯の顧客 ・当組合へ公的年金の受取指定を変更される組合員世帯の顧客 ・制度上公的年金受給資格を持たない組合員世帯の 65 歳以上の在日外国人 ・上記預入者のうち当組合に出資できない理由（当組合地区外）がある場合に限り組合員外の預入を可能とします。 ※公的年金とは国民年金、厚生年金、共済年金をいいます。 ・プレ年金定期貯金の預入が無い方に限ります。
3. 販売期間	・2026 年 4 月 1 日（水）から 2027 年 3 月 31 日（水）まで
4. 期 間	・1 年の定型方式 ・自動継続による取扱といたします（元金継続または元利金継続）
5. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・1 円以上 500 万円まで ・1 円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報	・預入時の期間 1 年のスーパー定期貯金の店頭表示の利率に年 0.15% 上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 ・20%（国税 15%、地方税 5%）※の分離課税 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ・窓口までお問合せください。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.5% を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・預入期間が 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ・預入期間が 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 20%
11. 預入期間中に当組合で年金の受取りが消滅した場合の取扱い	・原則、上記中途解約時の取扱いを適用します。

1 2. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
1 3. 苦情処理措置 および紛争解決措 置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融部（電話：0721-25-5523）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または J Aバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融部にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
1 4. その他参考となる事項	・この貯金の預入は、1 人 1 店舗に限り、公的年金の受取を指定している店舗のみの取扱いとします。 ・この貯金の名義は年金受給者名義に限ります。 ・金融情勢の大幅な変化により、上乗せ金利等の条件を変更する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A大阪南